

令和6年7月26日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度7月総会を日置市中央公民館3階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 25 号	農業振興地域整備計画変更審議について	(1 件)
議案第 26 号	農地法第3条許可申請書審議について	(11 件)
議案第 27 号	農地法第4条許可申請書審議について	(1 件)
議案第 28 号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1 件)
議案第 29 号	農地法第5条許可申請書審議について	(6 件)
議案第 30 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1 件)
議案第 31 号	農用地利用集積計画審議について	(17 件)
議案第 32 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(43 件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 銚之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0 人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20 番 佐藤 洋三	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文
28 番 櫛元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	34 番 永野 彰一
		27 番 池田 直人
		31 番 有馬 孝一

〈 欠席推進委員 〉 (1 人)

21 番 松崎 秀樹

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和6年度7月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
なお、「松崎秀樹」委員から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、10番「上原孝一」委員と11番「今屋政市」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第25号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は「農用地区域からの除外」です。
申請地については、先月の総会における議案第21号「非農地証明願出書審議」に関連するものです。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

15番 議案第25号の番号1について報告いたします。

令和6年7月17日、私と日吉地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第25号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第25号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第3、議案第26号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の5頁から7頁の11件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は177㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,736㎡、作物は水稻です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,374㎡、作物は水稻です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は723㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 3,272㎡、作物は果樹です。

番号6の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は 1,622㎡、作物は果樹、野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,561㎡、作物は水稻です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 833㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,828㎡、作物は野菜、果樹です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 569㎡、作物は果樹です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 819㎡、作物は野菜です。

以上、番号10を除く計10件については、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

番号10につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号ハに定める不許可の例外に該当し、また、農地法第3条第2項第3号及び第5号並びに第6号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

4番

議案第26号の番号1について報告いたします。

令和6年7月23日、私と正の奥委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第26号の番号2について報告いたします。

令和6年7月21日、私と副の荒木委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第26号の番号3について報告いたします。

令和6年7月21日、私と副の池田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第26号の番号4について報告いたします。

令和6年7月22日、私と副の榎園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第26号の番号5について報告いたします。

令和6年7月23日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第26号の番号6について報告いたします。

令和6年7月22日、私と副の濱崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第26号の番号7について報告いたします。

令和6年7月20日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第26号の番号8について報告いたします。

令和6年7月20日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第26号の番号9について報告いたします。

令和6年7月22日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第26号の番号10について報告いたします。

令和6年7月22日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農得後の農地の全てについて耕作の事業を行うと認められるか否かについては、認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、この申請は、農地法施行令第2条第1項第1号農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第26号の番号11について報告いたします。

令和6年7月20日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地及び一部重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第26号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第26号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第27号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の20頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、水道管設置土地です。

なお、既に転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

11番 議案第27号の番号1について報告いたします。

令和6年7月23日、私と副の地頭所委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある、第1種農地ですが申請地の西側から道路沿いに集落が広がっていることから不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第27号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第27号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第27号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第28号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、議案第28号の番号1は、日程第6、議案第29号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4と関連しますので、あわせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23頁をご覧ください。

番号1は、資料26頁の議案第29号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4と関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は、令和6年4月10日付け、指令日農委第5号96で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、前回の許可までに10筆にてウィスキー原酒保管庫を整備予定でありましたが、隣接地の1筆についても相続手続き等が完了し購入することとなったため、計11筆となり、隣接する原野13筆3,630㎡と一体利用し合計面積8,276㎡にてウィスキー原酒保管庫を整備するため、事業計画変更するものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号1と議案第29号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第28号の番号1と議案第29号の番号4について、一括して報告いたします。

令和6年7月24日、私と副の宮脇委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第28号の番号1と、関連する議案第29号の番号4について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第28号の番号1と、関連する議案第29号の番号4について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第28号の番号1と、関連する議案第29号の番号4について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第29号「農地法第5条許可申請書審議」の番号4以外の案件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の26頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は、所有権移転です。

番号2の転用目的は、農業用施設のきくらげ栽培施設、権利種別は、所有権移転です。

なお、令和5年10月20日付けで、日置農業振興地域整備計画の変更決定済みです。

番号3の転用目的は、通路、権利種別は、所有権移転です。

番号5の転用目的は、店舗、権利種別は、賃借権設定、期間は20年です。なお、既に転用済みのため、始末書を付けての申請となります。

番号6の転用目的は、資材置場及び駐車場、権利種別は、所有権移転です。

なお、令和6年4月5日付けで、日置農業振興地域整備計画の変更決定済みです。

以上5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 令和6年7月23日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内の農地以外の農地であり、周囲は住宅等が連たんしている区域内にあることから、第3種農地の市街地内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第29号の番号2について、報告いたします。

令和6年7月21日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内指定用途の農業用施設用地農地、及び市役所より約0.9kmに位置し、住宅等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が約1.1haと10ha未満であるので、第2種農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第29号の番号3について報告いたします。

令和6年7月22日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であり、周囲は住宅等が連たんしている区域内にあることから、第3種農地の市街地内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案29号の番号5について報告いたします。

令和6年7月20日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第29号の番号6について報告いたします。

令和6年7月23日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、住宅や事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が約1.9haと10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第29号の番号4以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第29号の番号4以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第29号の番号4以外の案件について、許可することに決定しました。

- 会長 次に、日程第7、議案第30号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の34頁をご覧ください。議案第30号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。
- 番号1 伊集院町竹之山 登記地目は畑、登記面積は 592㎡です。
現地については、事務局で調査し、現況地目は、「山林」と判断しました。
以上、田は無し、畑1筆、面積 592㎡、合計面積 592㎡です。
農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひ
します。
- 会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第30号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、
挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第30号の案件について、非農地として判断することに決定しました。
- 会長 次に、日程第8、議案第31号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
重水賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 4番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 38項の利用権設定分の番号1です。貸借です。
面積について、田が 170㎡、計 170㎡、うち再設定件数は無しです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項
の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致
していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 何かご質疑等は、ありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第31号の重水賢治委員が関係する利用権設定の番号1の案件について、
計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第31号の重水賢治委員が関係する利用権設定の番号1の案件について、計画案
どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。
重水委員に着席の連絡をしてください。
- 4番 [着 席]
- 会長 次に、下池健吾委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 22番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 38項の利用権設定分の番号2、39頁の番号6です。貸借です。
面積について、畑が 2,236㎡、計 2,236㎡、うち再設定面積は 2,236㎡、利用権設定件数は2件、
うち再設定件数は2件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項
の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致

していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第31号の下池委員が関係する利用権設定の番号2及び番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第31号の下池委員が関係する利用権設定の番号2及び番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着 席]

会長 次に、議案第31号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。37頁の1件です。

番号1について売買です。面積は、田が2,410㎡、計2,410㎡、作物は花卉（かき）及び水稻です。

次に利用権設定分です。資料の38～41頁です。貸借です。

面積について、田は10,642㎡、畑は17,152㎡、計27,794㎡、うち再設定面積は25,766㎡、利用権設定件数は13件、うち再設定件数は12件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第31号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第31号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第32号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 43頁の農地中間管理事業分の番号12です。貸借です。

面積について、田が892㎡、計892㎡、利用権設定筆数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案32号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号12の案件につい

て、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号12の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着 席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 44頁の農地中間管理事業分の番号18から番号26です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が 6,909㎡、計 6,909㎡、利用権設定筆数は6筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第32号の横山委員が関係する農地中間管理事業の番号18から番号26の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号の横山委員が関係する農地中間管理事業の番号18から26の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

14番 [着 席]

会長 次に、満尾修一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 45頁の農地中間管理事業分の番号35です。貸借です。

面積について、田が 2,120㎡、計 2,120㎡、利用権設定筆数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第32号の満尾委員が関係する農地中間管理事業の番号35の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号の満尾委員が関係する農地中間管理事業の番号35の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

満尾委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着 席]

会長 次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の農地中間管理事業分の番号37から番号43です。貸借です。

面積について、畑が 7,045㎡、計 7,045㎡、利用権設定筆数は7筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第32号の西園委員が関係する農地中間管理事業の番号37から番号43の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号の西園委員が関係する農地中間管理事業の番号37から番号43の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

西園委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 議案第32号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の43項から46項です。貸借です。

面積について、田が10,362㎡、畑が10,280㎡、計20,642㎡、利用権設定筆数は25筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第32号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和6年度7月総会を閉会します。

(閉会10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長

奥 和俊

10番

上原孝一

11番

今屋政市